

令和6年第4回廿日市市議会（第4回定例会）条例新旧対照表

議案第79号	廿日市市サッカー場設置及び管理条例の一部を改正する条例	1
議案第80号	廿日市市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3
議案第81号	廿日市市立学校設置条例の一部を改正する条例	7
議案第82号	廿日市市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例	9

改正後				改正前			
別表（第9条関係） 1 施設の利用料金				別表（第9条関係） 1 施設の利用料金			
区分		単位	利用料金の範囲	区分		単位	利用料金の範囲
サッカー場	小人が利用する場合	1 時間までごとに	1,080円から2,300円まで	サッカー場	小人が利用する場合	1 時間までごとに	720円 から1,520円まで
	大人が利用する場合		2,150円から4,590円まで		大人が利用する場合		1,440円から3,040円まで
備考（略） 2（略）				備考（略） 2（略）			

議案第80号

廿日市市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表
廿日市市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成27年条例第4号）（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）（略） （2）地域包括支援センター 法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）をいう。 （3）地域包括支援センター運営協議会 法第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）若しくは第2号被保険者（法第9条第2号に規定する第2号被保険者をいう。）の代表者、地域住民の権利擁護を行い、又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市が適当と認める者により構成されるもの（以下「運営協議会」という。）をいう。 （基本方針） 第3条 センター_____は、次条第1項各号に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。 （人員に関する基準） 第4条 <u>一のセンターが担当する区域（以下「担当区域」という。）における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（運営協議会が第1号被保険者の数及びセンターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該センターの職員の勤務延時間数を当該センターにおいて常勤の職</u>	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）（略） （2）地域包括支援センター 法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター_____をいう。 （3）地域包括支援センター運営協議会 法第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）若しくは第2号被保険者（法第9条第2号に規定する第2号被保険者をいう。）の代表者、地域住民の権利擁護を行い、又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市が適当と認める者により構成されるもの_____をいう。 （基本方針） 第3条 <u>地域包括支援センター</u>は、次条第1項各号に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。 （人員に関する基準） 第4条 <u>一の地域包括支援センターが担当する区域（以下「担当区域」という。）には、原則として、第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める員数を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる職員は、専らその職務に従事する常勤の職員でなければならない。</u>

改正後	改正前
<u>員が勤務すべき時間数で除することにより、当該センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）</u> によることができる。第3項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。 (1) <u>保健師その他これに準ずる者 1人</u> (2) <u>社会福祉士その他これに準ずる者 1人</u> (3) <u>主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ずる者 1人</u> 2 第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の担当区域については、原則として、前項各号に掲げる職員について、同項各号に定める員数以上で、かつ、<u>運営協議会 がセンター</u> の運営に支障がないと認める員数を置かなければならない。 3 <u>前2項の規定にかかわらず、運営協議会がセンターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数のセンターが担当する区域を一の区域として、当該区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに第1項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該区域内の一のセンターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一のセンターに置くべき常勤の職員及びその員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。</u> 4 <u>第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、一のセンターに置くべき職員及びその員数は、別表の左欄に掲げる担当区域における第1号被保険者の数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。</u> (1) <u>第1項に定める基準によってはセンターの効率的な運営に支障があると運営協議会において認められた場合</u> (2) <u>地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一のセンターを設置することが必要であると運営協議会において認められた場合</u> (削る)	(1) <u>保健師その他これに準ずる者 1人</u> (2) <u>社会福祉士その他これに準ずる者 1人</u> (3) <u>主任介護支援専門員（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の15第1項に規定する研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人</u> 2 第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の担当区域については、原則として、前項各号に掲げる職員について、同項各号に定める員数以上で、かつ、<u>地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センター</u> の運営に支障がないと認める員数を置かなければならない。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (人員に関する基準の特例) <u>第5条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、一の地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、別表の左欄に掲げる担当区域における第1号被保険者の数の区分に応じ、それぞれ同</u>

改正後	改正前																
(適切、公正かつ中立な運営の確保) 第5条 センター_____は、運営協議会_____の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。 別表（第4条関係） <table border="1"> <tr> <th>担当区域における第1号被保険者の数</th><th>一のセンター_____に置くべき職員及びその員数</th></tr> <tr> <td>おおむね1,000人未満</td><td>第4条第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人</td></tr> <tr> <td>おおむね1,000人以上2,000人未満</td><td>第4条第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）</td></tr> <tr> <td>おおむね2,000人以上3,000人未満</td><td>専らその職務に従事する常勤の第4条第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人</td></tr> </table>	担当区域における第1号被保険者の数	一のセンター_____に置くべき職員及びその員数	おおむね1,000人未満	第4条第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人	おおむね1,000人以上2,000人未満	第4条第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）	おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第4条第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人	表の右欄に定めるところによることができる。 (1) 前条第1項に定める基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合 (2) 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合 (適切、公正かつ中立な運営の確保) 第6条 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。 別表（第5条関係） <table border="1"> <tr> <th>担当区域における第1号被保険者の数</th><th>一の地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数</th></tr> <tr> <td>おおむね1,000人未満</td><td>第4条第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人</td></tr> <tr> <td>おおむね1,000人以上2,000人未満</td><td>第4条第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）</td></tr> <tr> <td>おおむね2,000人以上3,000人未満</td><td>専らその職務に従事する常勤の第4条第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人</td></tr> </table>	担当区域における第1号被保険者の数	一の地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数	おおむね1,000人未満	第4条第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人	おおむね1,000人以上2,000人未満	第4条第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）	おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第4条第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人
担当区域における第1号被保険者の数	一のセンター_____に置くべき職員及びその員数																
おおむね1,000人未満	第4条第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人																
おおむね1,000人以上2,000人未満	第4条第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）																
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第4条第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人																
担当区域における第1号被保険者の数	一の地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数																
おおむね1,000人未満	第4条第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人																
おおむね1,000人以上2,000人未満	第4条第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）																
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第4条第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人																

改正後	改正前				
（設置） 第 1 条 廿日市市は_____、小学校及び中学校を設置する。 （削る） （小学校の名称及び位置） <u>第 2 条</u> 小学校の名称及び位置は、<u>別表第 1</u>のとおりとする。 （中学校の名称及び位置） <u>第 3 条</u> 中学校の名称及び位置は、<u>別表第 2</u>のとおりとする。 （削る） <u>別表第 1</u>（第 2 条関係） （略） <u>別表第 2</u>（第 3 条関係） （略）	（設置） 第 1 条 廿日市市は、<u>幼稚園</u>、小学校及び中学校を設置する。 <u>（幼稚園の名称及び位置）</u> <u>第 2 条</u> <u>幼稚園の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。</u> （小学校の名称及び位置） <u>第 3 条</u> 小学校の名称及び位置は、<u>別表第 2</u>のとおりとする。 （中学校の名称及び位置） <u>第 4 条</u> 中学校の名称及び位置は、<u>別表第 3</u>のとおりとする。 <u>別表第 1（第 2 条関係）</u> <table><tr><th><u>幼稚園の名称</u></th><th><u>位置</u></th></tr><tr><td><u>廿日市市立宮島幼稚園</u></td><td><u>廿日市市宮島町779番地 5</u></td></tr></table> <u>別表第 2（第 3 条関係）</u> （略） <u>別表第 3（第 4 条関係）</u> （略）	<u>幼稚園の名称</u>	<u>位置</u>	<u>廿日市市立宮島幼稚園</u>	<u>廿日市市宮島町779番地 5</u>
<u>幼稚園の名称</u>	<u>位置</u>				
<u>廿日市市立宮島幼稚園</u>	<u>廿日市市宮島町779番地 5</u>				

議案第 8 2 号

廿日市市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和 4 2 年条例第 1 号）（下線の部分は改正部分）

改正後			改正前		
別表（第 4 条関係）			別表（第 4 条関係）		
名称	位置	管轄区域	名称	位置	管轄区域
（略）			（略）		
廿日市市佐伯消防署	<u>廿日市市津田1989番地1</u>	玖島、永原、峠、友田、河津原、渡瀬、津田、浅原、虫所山、飯山、中道及び栗栖の区域	廿日市市佐伯消防署	<u>廿日市市津田1147番地10</u>	玖島、永原、峠、友田、河津原、渡瀬、津田、浅原、虫所山、飯山、中道及び栗栖の区域
（略）			（略）		
（略）			（略）		